

平成 20 年改正少年法の運用の概況

はじめに

平成 20 年 12 月 15 日に少年法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 71 号）が施行され、(1) 被害者等による少年審判の傍聴、(2) 被害者等に対する審判の状況の説明の各制度が導入された。

本資料は、平成 20 年 12 月 15 日から平成 22 年 12 月 31 日までの約 2 年間における各制度の運用の概況を取りまとめたものである（数値はいずれも、平成 23 年 4 月 1 日現在の集計による概数であり、今後の集計整理により変動がありうる。）。

1 被害者等による少年審判の傍聴

家庭裁判所は、少年が故意の犯罪行為や交通事故などにより、被害者を死亡させたり、被害者の生命に重大な危険を生じさせる傷害を負わせたりした事件（例えば、殺人、傷害致死、傷害、自動車運転過失致死傷など）について、被害者等から審判の傍聴の申出があり、少年の年齢及び心身の状態等を考慮して、相当と認めた場合には、傍聴を許すことができることとされた。

○ 傍聴の実施状況（件数）

資料 1 のとおり、傍聴の対象となった事件が 383 件あり、そのうち 176 件について申出がされ、152 件について傍聴を実施した。他方、傍聴を認めなかった事件が 21 件あった。その内訳は、審判が開始されずに事件が終局したことによるものが 11 件、被害者を傷害した事件においてその生命に重大な危険を生じさせなかったと判断されたものが 7 件、傍聴について相当性がないと判断されたことなどによるものが 3 件である。以上のほか、申出が取り下げられた事件が 3 件ある。

（注）審判が開始されずに終局した事件の多くは、年長少年の自動車運転過失致死事件などの交通事犯において、刑事処分が相当であることを理由に審判を開始せず検察官送致決定がされたものである。

（資料 1）

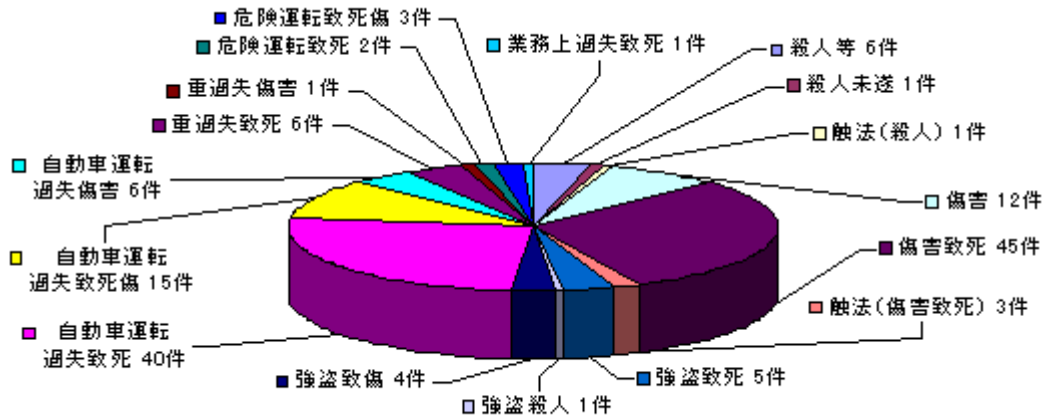
傍聴の対象となつた事件数	申出のあった事件数（人数）	傍聴を実施した事件数（人数）	傍聴を認めなかった事件数（人数）	取下事件数（人数）
383	176 (380)	152 (317)	21 (51)	3 (12)

（注）事件数と人数が異なるのは、1 件につき複数の者から申出がされる場合があるためであり、傍聴を実施した件数 152 件には、複数の者から申出がされたが、一部の者について傍聴を認めなかった事件及び一部の者が申出を取り下げた事件が合計 14 件含まれている。

○ 罪名別の傍聴実施状況

傍聴を実施した 152 件における罪名の内訳は、資料 2 のとおりであり、傷害致死(45 件)、自動車運転過失致死(40 件)が多い。

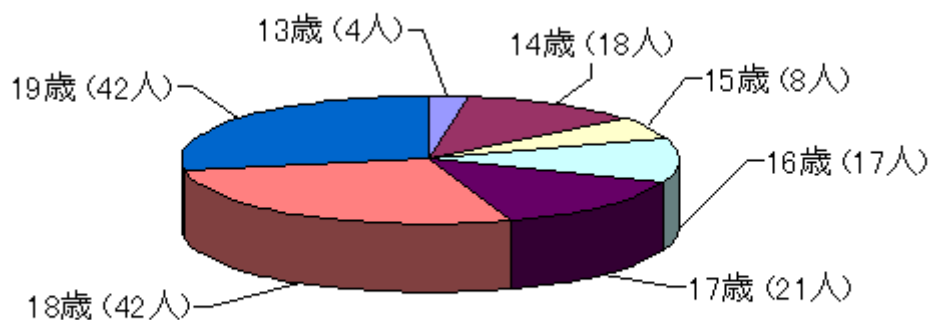
(資料 2)



○ 犯行時年齢別の傍聴実施状況

資料 3 のとおり、傍聴を実施した 152 件における少年の犯行時年齢は、19 歳と 18 歳がそれぞれ 42 人と最も多く、続いて、17 歳が 21 人、14 歳が 18 人、16 歳が 17 人、15 歳が 8 人、13 歳が 4 人となっている。

(資料 3)



○ 傍聴付添いの実施状況

資料 4 のとおり、傍聴を実施した 152 件のうち、68 件について傍聴付添いの申出がされ、65 件について傍聴付添いを認めた。他方、傍聴付添いを認めなかった事件が 2 件、申出が取り下げられた事件が 1 件ある。

なお、傍聴に付き添った者は、大半が弁護士であり、そのほかは親族等である。

(資料 4)

傍聴を実施した事件数(人数)	傍聴付添いの申出があった事件数(人数)	傍聴付添いを認めた事件数(人数)	傍聴付添いを認めなかった事件数(人数)	取下事件数(人数)
152 (317)	68 (102)	65 (99)	2 (2)	1 (1)

(注) 傍聴付添いを認めた事件数 65 件には、複数人の傍聴付添人候補者のうち、一部の候補者についてのみ傍聴付添いを認めた事件が 18 件含まれている。

2 被害者等に対する審判の状況の説明

家庭裁判所は、被害者等から申出があり相当と認めた場合には、審判の状況を説明することとされた。

○ 審判の状況の説明実施状況

資料 5 のとおり、審判の状況の説明を求める申出をした者の人数は 960 人であり、そのうち 940 人について申出を認めた。

なお、申出を認めなかった 15 人は、審判が開始されず事件が終局したことによるもの、申出資格がない者からの申出によるものである。

説明の申出がされた事件の罪名別の傾向としては、傷害が最も多く、そのほか、強制わいせつ、恐喝などが多い。

(資料 5)

申出人数	申出を認めた人数	申出を認めなかった人数	取下人数
960	940	15	5

